

41 葬儀契約の締結

Q

成年被後見人が死亡しましたが、この被後見人には葬儀を執り行ってくれるような身寄りがいません。被後見人は生前から、自分が死んだらお経をあげてほしい、葬式を出してほしいと望んでいました。成年後見人が身内に代わって葬儀を出してもよいのでしょうか。

A

成年後見人には葬儀を主宰する権限も義務もありませんので、原則的には遺族等に任せるべきです。しかし、どうしても葬儀を出してくれる遺族等がない場合は、被後見人の資産や社会的地位を考慮して、社会的に相当な範囲内で成年後見人が行うことは許されるものと解されています。

解説

1 葬儀の主宰者

葬儀とは葬送儀礼の略で、人が死亡した後の宗教的儀式全体を指します。本来は臨終の際の死の看取りから葬儀、墓参などの一連の儀式を指します。一方告別式とは、社会に対する死亡の告知やその式典を指し、宗教的儀式を必ずしも必要とはしません。葬式とはこの葬儀と告別式を一緒にした言葉であるといわれており、現在では葬儀と告別式を同時に行うことが多いようです。近年では、告別式のみや宗教の形式にとらわれない自由葬、家族や親族のみで行う家族葬なども増えてきているそうです。また、儀式や式典をせず、病院等から直接火葬場に行き火葬を行う直葬もあります。この葬儀や告別式を行う義務や権限が誰にあるのかということについて法律上の明確な規定はなく、成年後見人には成年被後見人の葬儀を行う義務はありません。一般的には遺族や相続人が行うべきものと解されていますので、相続人等がいる場合は相続人等に行ってもらうべきでしょう。

2 葬儀等の主宰者となるべき者がいない場合

成年被後見人に身寄りがいない場合や相続人が遠隔地にいる場合など、葬儀等を行うべき者がいない場合があります。埋葬・火葬については、これを行う者がいないときは、死亡地の市町村長が行わなければならない(墓地9)との規定がありますが、実務上では、成年後見人がやむを得ず行わなければならないことがあります。しかし、前述のとおり葬儀等の主宰は後見人の職務ではなく、また、一般的に葬儀にかかる費用は

高額です。相続人がいることが判明しているときは、事前に費用や葬儀方法について親族等や家庭裁判所と相談をして同意を得ておくべきでしょう。また葬儀の内容は、本人である成年被後見人や相続人の意思に反しない範囲内で、葬儀費用や本人の資産・社会的地位を考慮して社会的に相当な範囲内で行う必要があるでしょう。

3 葬儀費用の支払義務

葬儀費用とは、判例では「死者をとむらうのに直接必要な儀式費用」で、「法要等の法事、石碑建立等の費用は、これに含まれないと解する」としています（東京地判昭61・1・28判タ623・148）。そして、葬儀費用の負担については、全相続人共同負担説、相続財産負担説、喪主負担説など判例や学説は分かれています。

葬儀費用は通常相続開始後に発生するものですので、当然に相続債務や相続費用として処理することはできません。一方で「人は自己の死亡により親族に負担をかけないよう慮るのが常であろうから、葬儀や墓地・墓石購入費用を遺産から支出することは許されよう。同様に、親族ないし相続人がいない場合でも、成年後見人が、遺体を引き取った上、常識的な限度で葬儀・永代供養の依頼及び供養に必要な範囲で墓地・墓石の購入を行い、費用を遺産から支出することは許されてよいのではなかろうか」という実務家の見解もあります（東京家裁後見問題研究会「東京家裁後見センターにおける成年後見制度運用の状況と課題」判タ1165号118頁）。そしてその法的根拠を事務管理にしています。しかし、家庭裁判所によっては、葬儀を主宰する身寄りが他になく、やむを得ず成年後見人が行う場合に限り、成年被後見人の財産からその費用を支出しても直ちに違法であるとはいえないとするところもあります。後見人が葬儀を主宰してその費用を被後見人の財産から支出する場合には、事前に家庭裁判所に相談するべきでしょう。

4 親族から葬儀費用の負担を求められた場合

葬儀費用の負担については、「被相続人の生前の社会的地位に応じた葬儀費用は、これを相続財産の負担として、同財産中から支弁することも許容されるものと解するのが相当である」という考えもあります（相続財産負担説、東京地判昭59・7・12判時1150・205）。そこで、親族が葬儀を主宰して、その費用を成年後見人が管理している成年被後見人の財産から支払うように請求してくる場合もあります。後見人は被後見人が死亡した後は、後見の計算（民870）をして、相続人に対し管理していた財産を引き渡す義務があります。相続人間で葬儀の規模や方法、その費用について争いがある場合もあります。いったん相続人に葬儀費用の立替えをしてもらって、後見人からの財産引渡しの後に、相続人間で葬儀費用の清算について協議して決めてもらう方がよいでしょう。

59 相続人がいる場合の相続人代表者への財産の引渡し

Q

相続調査の結果、死亡した成年被後見人の3人の子が相続人となることが判明しました。相続財産である不動産・預貯金・現金を成年後見人から相続人に引き渡したいと考えていますが、どのように引渡しをすべきでしょうか。なお、成年被後見人は遺言を残してはいません。

A

相続人が複数人いる場合は、相続人全員に対して引渡しを行うか、当該相続人間にて遺産分割協議を行ってもらい、決められた相続人に各相続財産を引き渡すこととなります。それらに時間がかかりそうな場合には、相続財産の受領に関する代表者を全員から決めてもらい、その代表者に引渡しを行うことが最も簡易な方法となります。

解説

1 相続財産の引渡し

成年被後見人が遺言を残さずに死亡した場合、相続財産は相続人に引渡しをすることになります。相続人が1人である場合はその者に全ての相続財産を引き渡せばよいですが、相続人が複数人である場合は、一部の相続人に安易に財産を引き渡してしまうと、引渡しを受けた者が、動産や現金などを単独にて費消してしまう可能性や、その後の遺産分割に対して非協力的な対応を取り、遺産分割協議に好ましくない影響を及ぼす場合もあります。この結果、成年後見人が相続人間の争いに巻き込まれ、引渡しを行ったことにつき他の相続人より批判を受ける可能性があります。

2 相続人が複数人である場合の相続財産の性質

相続人が複数人であるときは、相続財産は、その共有に属する(民898)とされますが、相続財産の全てが遺産分割可能な財産であるとは限りません。つまり相続財産には、相続開始と同時に法定相続分にて当然に分割される預金債権を代表とする可分債権が存在します(最判昭29・4・8民集8・4・819)。ただし、相続人全員の同意があれば預金債権を遺産分割の対象に含めることを認める判決も多く有り、実務上の取扱いは統一されていません。

つまり理論的には、成年後見人は預金債権などの可分債権については各相続人に法

定相続分をそれぞれに引き渡し、不動産など可分債権でないものは遺産分割協議を経て、各相続人に対して引渡しをすることとなりますが、手間が多くかかり現実的な対応とはいえず、家庭裁判所の多くは、可分債権も含めて、成年後見人が相続人の1人に対して相続財産の引渡しをすれば足りるとしています。

3 遺産分割協議を行わない場合の引渡し

相続人が数人存在する場合は、遺産分割協議を行ってもらった結果、決められた者に引渡しを行い、遺産分割協議書と各相続人の印鑑証明書の写しを成年後見人が預かるのが最も好ましく、成年後見人から相続人に対して、遺産分割協議を行うことを促すことも考えられます。

しかし、相続人間の事情によっては、遺産分割協議が長引くこともあり、その間、成年後見人は不確かな権限の下で相続財産を管理することになります。このような不安定な管理期間が長期にわたることは好ましくなく、その場合、全員の合意があれば、遺産分割協議をせずにとりあえずの引渡しを行う代表者を決めてもらう方法があります。

4 代表者への引渡方法

引渡しに関する代表を定めての引渡しには特に決まった方式はありませんが、後に相続人から非難を受けた際に反論できるように、相続財産の受領に関する代表者を定めた旨の合意書に、相続人全員から実印で押印してもらい、各相続人の印鑑証明書を受け取るべきです。また引渡しに際しては、引渡しを受ける者に対して、自らが後見業務を適切に行っていた旨を管理記録に基づき説明し、成年後見人が引き渡した相続財産を詳細に特定した受領書を準備して、引渡しを受ける者から署名押印をしてもらうべきです。

5 死後事務委任契約に基づく引渡し

死後事務委任契約を締結している場合は、定められた契約業務が終了した後に、契約条項の実行にかかった費用及び受任者としての報酬を差引きした上で、残余財産を相続人に引き渡すこととなります。この場合、死後事務委任契約にて相続財産を引き渡すべき者が定められているときはその者へ引渡しを行い、定められていないときは上記と同様に、相続人全員や代表者に対して引渡しを行うこととなります。

書式

○引渡合意書兼受領書

引渡合意書兼受領書

成年被後見人亡甲野太郎の相続財産について、亡甲野太郎相続人乙田次郎、丙村三郎、丁木四郎は、成年後見人であった戊藤五郎との間で、戊藤五郎が保管していた以下の相続財産を、相続人乙田次郎を代表者として定め、全てを引き渡すことに合意した。

そのため本書面を作成し、相続人各位が署名押印の上、それぞれ1通を保管することとする。なお、後日、乙田次郎を代表引渡人と指定したことにつき問題が発生しても、相続人丙村三郎、丁木四郎は戊藤五郎に対して責任を追及しないことを約する。

記

<亡甲野太郎の相続財産>

- 1 ○○銀行○○支店 普通口座 口座番号：○○○○
- 2 ○○銀行○○支店 定期口座 口座番号：○○○○
- 3 株 式 ○○株式会社 普通株式○○株
- 4 ○○県○○市○○町○○丁目○番○号の土地 登記識別情報通知書等
- 5 ○○銀行○○支店 貸金庫の鍵・実印・銀行印
- 6 その他 動産類

以 上

平成○○年○○月○○日

相続人（代表者）	住 所	○○県○○市○○町○○丁目○番○号	
	氏 名	乙 田 次 郎	印
相続人	住 所	○○県○○市○○町○○丁目○番○号	
	氏 名	丙 村 三 郎	印
相続人	住 所	○○県○○市○○町○○丁目○番○号	
	氏 名	丁 木 四 郎	印
亡甲野太郎	住 所	○○県○○市○○町○○丁目○番○号	
成年後見人	氏 名	戊 藤 五 郎	印

上記1～6を本日受領したことを確認いたします。

平成○○年○○月○○日

相続人代表者	住 所	○○県○○市○○町○○丁目○番○号	
	氏 名	乙 田 次 郎	印

<提出時期>

成年被後見人の相続人代表者に相続財産を引き渡す時

<提出先>

成年被後見人の相続人及び成年後見業務を管轄する家庭裁判所へ財産引継報告書とともに提出

<費用>

-

<添付書類>

成年被後見人の相続人の印鑑証明書（任意）

<作成上のポイント>

- ① 特に決まった形式はありませんが、最低限、誰を相続人代表者に指定するかを明らかにした上で、引き渡した財産の内容・日付を記載し、成年被後見人の相続人全員の署名・押印を求めるのが望ましいです。
- ② 相続人間の事情によっては、相続人それぞれと合意書を作成したり、合意書と受領書を別に用意したりなど、状況に応じて対応を行うべきです。